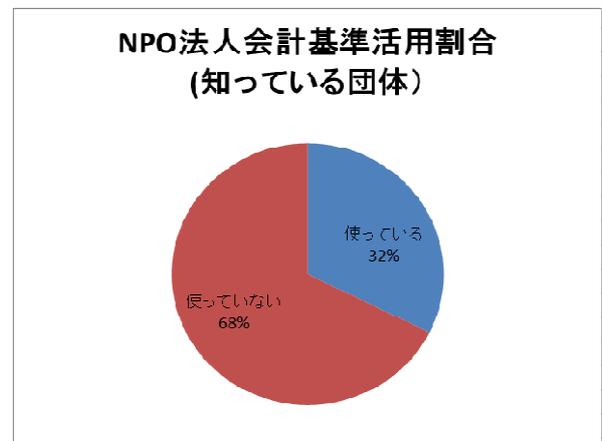
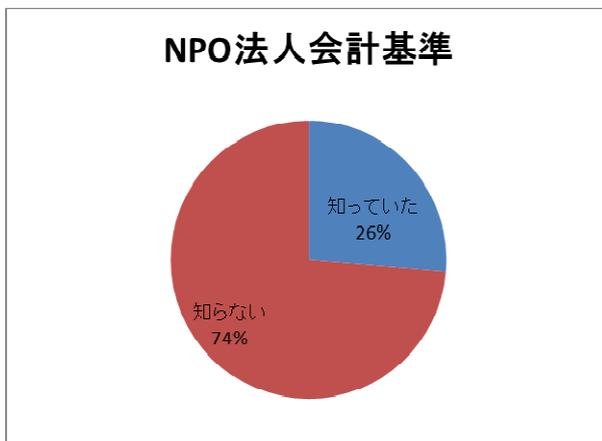


浜松市民活動フォーラム開催事業  
— 市内のNPO法人に関する活動状況報告 —

**9. NPO法人会計基準の認知度と活用度**

全国のNPO支援センターが集まり、2009年3月にNPO法人会計基準協議会を結成し、2010年7月20日にNPO法人会計基準を策定した。市民による公益的な活動を進めるNPO法人は、市民への情報開示を進め、活動の実態を広く知ってもらうためにNPO法人会計基準の活用を進めているが、どれほど認知されているのか尋ねたところ、26%の法人が知っている と答えた。また、知っている団体がどれほど会計基準を活用しているか尋ねたところ、そのうちの32%が活用していると答えた。(質問時期 2011年7月~12月)



★ **考察**

「1. NPO法人数」について

浜松市は10万人あたり24.4NPO法人数となり、人口比率からみた47都道府県におけるNPO法人数42位の新潟県と同率であった。企業城下町と言われる浜松市だが、豊かすぎるゆえに自立的な市民活動は活発化しないのであろうか。人々の意識と社会的環境の関係については興味深いものがある。

また、2012年2月1日現在、単純な法人数でいうと中区が89でトップであるが、人口比率からみた法人数を見てみると、天竜区がトップとなった。人と動物の共生問題や山の自然保護と文化の継承、さらに障害者福祉などに取り組む団体など、天竜区を事務所とするNPOが新たに6つも立ち上がったことがその理由である。

地域社会では当事者ならでの目線で課題を見つけ、その解決のため市民自らが立ち上がって活動をしていることが多い。どんなNPOがどんな活動をしているのか目を向けることは、地域ごとの課題を市全体で共有するためにとっても大切なことであると思われる現象である。

「3-1. 認証年度と分野」について

各分野にわけて法人化の様子をみると、「保健・福祉・医療」分野では、2004年から2008年にかけて設立数が増え、「学術・文化・芸術・スポーツ」分野では、2008年が目立つ。また、2004年から2008年にかけて設立数が目立ち、2009年から減少に転じているが、理由としては、2003年に、2006年9月1日までの導入を促されていた指定管理制度が創設されたこと、また、2006年には障害者自立支援法の施行があり、静岡県下でも当事者の親や支援者たちが支えてきた小規模授産所の多くが法人化を進めたこと、2008年の12月には公益法人制度の改革により一般社団や一般財団など新たな法人格も生まれたことが影響していると推察される。

#### 「4-2. 正会員の人数」について

NPO法人として組織成立のための基本単位である正会員（社員）数を聞き取ったが、NPO法上最低人数である10人を正会員としている団体が29あった。議決権をもつ最低人数を固定化していると推察される。

#### 「5. 情報開示」について

2011年7月末の時点で、3事業年度経過したNPO法人144団体のうち、3年間1度も事業報告書等を提出していないNPO法人が10団体あった。提出率は、2008年度分については93%（134/143団体）、2009年度分については88%（134/153団体）、2010年分については79%（135/170団体）であった。

初期においてはNPO法人とは何かについての理念的な講座も多く開催されており、情報公開についての理解が深かったと推察される。行政からの許可・認可でなく認証で法人格をうけるNPO法人にとって、市民への情報公開は基本であり、社会的に必要な活動を続けるために、市民からの信頼を獲得し、支援を受けられるようNPO法人は自分たちの活動をきちんと社会に伝えるための努力と工夫が必要であると考えられる。

##### 「5-1. 静岡県情報開示サイトの利用」

さらに、静岡県が設けているNPO法人情報開示サイトの利用率については、1999年から2003年の間に認証を受けたNPO法人においては、サイト利用率90%前後を維持しているが、2006年、2008年、2010年に認証を受けたNPO法人の利用率が低い。皮肉なことに2006年、2008年はNPO法人設立ラッシュがみられる年である（参考：3-1）。残念ながら、2004年より後においてはNPO法人格の取得のみ目的化した状況があった、もしくは、NPO設立の支援を行う中間支援NPOや認証事務を行う行政側から県サイトの利用についての説明が十分ではなかったと思わざるを得ない。

##### 「5-2. 事業報告書枚数」

また、NPO法人は毎年事業年度終了後3か月以内に、所轄庁への事業報告書及び決算書の提出を義務付けられているが、提出された2010年度事業報告書の枚数を調べたところ、平均2.28枚だった。

内閣府がひな形として示している事業報告書が1ページであることから、それを参考にしてしていると推察される。

#### 「6. 経済状況」

2010年度の認定NPO法人への1億円以上の遺贈や、2009年度の文化施設建設に関わる大きな額の補助金や寄付金によって様々な項目において数字が一部突出した。安定した運営には、多様な収入源を確保することが望ましいが、許認可事業はともかく、全般的に事業収入の割合が高く、行政からの

委託事業収入に大きく依存しており、助成金等の活用をしていない法人が予想以上に多かった。

### 「6-3. 分野別の収入総額」

行った活動に対してそのための費用が払われるものかどうかは、その活動対象や内容によって全く違う。例えば、スポーツ教室などでは市場のニーズに対するサービスに近い活動であり、対価をもらいやすいが、反対に、義務教育の年齢ではあるのに、学校に行っていない在留外国人の子どもたちに勉強を教えるという活動をおこなっても、その子どもから見返りにお金をとることはできない。また、サービスを受けた人達からではないが、介護保険や自立支援法など制度になっている事業を行っている場合、収入は確保される。このような事情もあり、福祉分野でのお金のめぐりは活発になっている。

### 「6-4. 分野別の収支差額」

2010年度においての分野別の収支差額を調べたところ、赤字黒字とも最大数値には福祉分野のNPOがめだった。許認可事業実施のため、事業拡大中であるか、収支が保障されている状態であると考察される。

#### 「6-7-1. 分野別にみた助成金・補助金」

「保健・医療・福祉」分野では許認可事業の関係で施設整備など大きな額の補助金が動くため、毎年1億円前後となっている。2009年度に「学術・文化・芸術・スポーツ」の分野で大きな伸びがあるが、文化施設運営のための補助金があったためである。また、「その他等」の分野においても2010年度分が目立つが、総務省による地域活性化のための補助金を活用したNPOがあったことがその理由である。「環境」分野では、1/3のNPO法人が、毎年助成金・補助金を活用して事業を行っていることがわかった。